

「住宅用火災警報器」の 維持管理はできていますか？



火事です！ 火事です！

住宅火災の逃げ遅れによる死者を防ぐために

「住宅用火災警報器」の設置が義務化されています。(共同住宅などで自動火災報知設備・スプリンクラー設備が居室内に設置されている場合は除かれます。)

寝室と階段に「煙式」警報器の設置が必要です。台所は義務ではありませんが安全のため警報器(熱式)の設置をおすすめします。

警報器は古くなると火災を感知しなくなることがあるため**定期的に点検**しましょう。

なお、設置後、**約10年が交換の目安**です。



奏功事例は
こちら

義務設置



おすすめ設置



住宅用火災警報器は家電量販店やホームセンターなどで購入できます。



不適切な訪問販売・点検業者にご注意！

住宅用火災警報器や、消火器の不適切な訪問販売・点検業者によるトラブルが全国で発生しています。あやしいと思ったらハッキリ断り、その場で契約せず近くの消費生活センターや消防署に連絡してください。

茨木市消費生活センター **072-624-1999**

茨木市消防本部予防課 **072-622-6950**

